七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
七十三　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。	高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

七十一　ふるさと起業家支援プロジェクトに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第七十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十二　地方大学・地域産業創生事業に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「〇・五」とあるのは「〇・八」と読み替えるものとする。
七十三　屋外分煙施設の整備に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七十四　地域運営組織の経営力強化に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十五　高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費があること。	高齢者等世帯に対するごみ出し支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十六　地域鉄道の代替輸送運行支援に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第八十四号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。